

埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、令和7年度までに生活排水処理人口普及率100%を目指し、生活排水による公共用水域の汚濁防止を目的として、浄化槽等を整備又は浄化槽等の設置に係る補助金を浄化槽設置者に交付する市町村（さいたま市を除き、一部事務組合を含む。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で埼玉県浄化槽整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD 20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(2) 既存単独処理浄化槽

浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(3) 変則浄化槽

既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置（既存単独処理浄化槽の処理水と生活雑排水とを併せて処理する装置。以下同じ。）を組み合わせた法第4条の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であるとともに、設置に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方法の認定を受けたものをいう。

(4) 高度処理型浄化槽（窒素又は磷除去型、高度窒素除去型、窒素及び磷除去型）

法第4条の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、窒素又は磷除去型においては、放流水の総窒素濃度20mg/L以下又は総磷濃度1mg/L以下の機能を有するもの、高度窒素除去型においては、放流水の総窒素濃度10mg/L以下の機能を有するもの、窒素及び磷除去型においては、放流水の総窒素濃度20mg/L以下及び総磷濃度1mg/L以下の機能を有するものをいう。

(5) 高度処理型変則浄化槽（窒素又は磷除去型、高度窒素除去型、窒素及び磷除去型）

既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置とを組み合わせた法第4条の規定による

構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、窒素又は磷除去型においては、放流水の総窒素濃度20mg/L以下又は総磷濃度1mg/L以下の機能を有するもの、高度窒素除去型においては、放流水の総窒素濃度10mg/L以下の機能を有するもの、窒素及び磷除去型においては、放流水の総窒素濃度20mg/L以下及び総磷濃度1mg/L以下の機能を有するものとともに、設置に当たり、建築基準法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方法の認定を受けたものをいう。

(6) 高度処理型浄化槽（BOD除去型）

法第4条の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、BOD除去率が97%以上、放流水のBODが5mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(7) 高度処理型変則浄化槽（BOD除去型）

既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置とを組み合わせた法第4条の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、BOD除去率が97%以上、放流水のBODが5mg/L以下（日間平均値）の機能を有するとともに、設置に当たり、建築基準法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方法の認定を受けたものをいう。

(8) 浄化槽等

上記(2)を除く(1)から(7)までの各号に該当する浄化槽をいう。

(9) 高度処理型浄化槽等

上記(4)から(7)までの各号に該当する浄化槽をいう。

(10) くみ取り便槽

し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。

(11) 共同浄化槽

複数戸から排出されるし尿及び雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理する浄化槽をいう。

(12) 配管費

生活排水を浄化槽等に流入させるための管、浄化槽等で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管、放流ポンプ槽及び放流ます並びにその設置に要する費用をいう。

(13) 処分費

浄化槽等を設置するに当たり、既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を処分する費用（清掃、消毒及び汚泥処理、撤去（掘り起こし）、収集運搬、中間処理及び最終処分）、若しくは既存単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用をいう。

(14) 専用住宅

専ら居住を目的とした住宅（事業所を併設した住宅を含む。ただし、居住部分の床面積が家屋の延べ面積の2分の1以上であること。）をいう。

(15) 転換

建築基準法第6条第1項に基づく確認申請（都市計画区域以外においても建築基準法第6条第1項の規定が適用されるものとして取り扱う。）を要する建築物の新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）を除く専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽等に入れ替えることをいう。

(16) 公共浄化槽整備

環境省が定める公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の要件を満たす事業（市町村が、当該市町村が浄化槽を設置（転換）する条例に基づく事業を実施している場合を含む。）をいう。

(17) 浄化槽設置者

転換しようとする者（宅地建物取引業（宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行なう者）を営むすべての者を除く。）をいう。

(18) 浄化槽処理促進区域

浄化槽法第12条の4第1項に基づき指定した区域をいう。

（交付対象事業）

第3条 交付の対象となる事業は転換で、次の区分に応じて別表に定めるとおりとする。

- (1) 公共浄化槽整備支援事業
- (2) 浄化槽集中転換事業
- (3) 環境保全特別転換地区指定事業
- (4) 公共浄化槽整備導入支援事業
- (5) 困難工事対応上乘せ補助事業
- (6) 共同放流管整備補助事業
- (7) 共同浄化槽整備補助事業

（実施主体）

第4条 別表に定める事業の実施主体は、市町村とする。

（交付対象地域）

第5条 交付対象地域は、次のいずれかに該当する地域とする

- (1) 埼玉県生活排水処理施設整備構想（令和3年3月策定。以下「構想」という。）
で設定されている浄化槽整備区域
- (2) 構想策定後に、市町村が改定した生活排水処理基本計画等において新たに設定した浄化槽整備区域であって当該市町村長が知事に通知した区域
- (3) 環境保全特別転換地区指定事業において、埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成12年埼玉県条例第11号）第2条第2項により規定された県内希少野生動植物種（以下「条例指定種」という。）の保護のため、公共用水域の水質環境を改善する目的で、知事が定める地域

（交付基準額等）

第6条 交付基準額、交付額及び交付額の算定は、別表のとおりとし、算出した交付額から寄附金その他の収入額を除いた額を交付する。なお、交付対象となる浄化槽等の基数は、知事が必要と認めた基数とする。

（申請書の様式等）

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎会計年度ごとに定め、補助金の申請をしようとする者に対して通知する。

（申請書の添付書類）

第8条 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業費財源調書
- (3) 補助金所要額調書
- (4) 市町村の補助制度（交付要綱等）
- (5) 事業対象地域図
- (6) その他参考となる書類

（交付の条件）

第9条 市町村は、第3条に掲げる事業（公共浄化槽整備支援事業は除く。第2項において同じ）により浄化槽設置者に補助金を交付する場合は、法第7条及び法第11条に基づく検査（以下「法定検査」という。）の振替払込請求書兼受領証（写し）又は法定検査の依頼が確実に分かる書面を当該年度までに提出させることにより、法定検査の依頼を確認するものとする。

2 市町村は、第3条に掲げる事業により設置された浄化槽等が法定検査を受けていることを確認しなければならない。また、法定検査が未受検であることを知った場合は、受検指導を継続的に行うものとする。

- 3 本事業の対象は、補助金の交付年度に浄化槽の転換が実施されるものであり、当該事業年度の前年度以前に既に設置済みであるものは、助成の対象外とする。
- 4 本事業により整備された浄化槽等については、やむを得ない場合を除き設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽等と放流先の間を配管で接続し、使用を開始しなければならない。
- 5 本事業により不用となった既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽は、やむを得ない理由がある場合を除き、適切に処分しなければならない。ただし、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽として再利用する場合は除く。

(事業の指定)

第10条 第3条(3)の事業の指定の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 前項の事業において、提出された計画が事業の目的等に照らし適切でないときは、知事は、指定を取り消すことができる。
- 3 知事は、指定を取り消すことを決定したときは、その旨を当該市町村長に通知する。

(交付決定及び通知)

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を当該市町村長に通知する。

(変更申請等)

第12条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助金交付事業者」という。)は、この補助金の交付決定後の事業の変更により申請の内容を変更する場合は、変更申請書を提出しなければならない。変更申請書の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 2 変更交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(状況報告)

第13条 補助金交付事業者は、知事の要求があったときは、補助金対象事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第14条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(実績報告書の添付書類)

第15条 規則第13条の実績報告書には、次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、第6号については、第8条により提出したものと変更がない場合には省略する

ことができる。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業費財源精算調書
- (3) 補助金収支精算書
- (4) 事業費精算額内訳書
- (5) 浄化槽設置者又は対象者一覧表
- (6) 市町村の補助制度（交付要綱等）
- (7) 事業対象地域図
- (8) その他参考となる書類

（実績報告書の提出）

第16条 規則第13条の実績報告書の提出時期は、毎会計年度ごとに補助金を申請した者に通知する。ただし、当該補助事業の完了の日（以下「事業完了日」という。）の属する年度内とする。

（確定通知書の様式）

第17条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

（書類の整備等）

第18条 補助金交付事業者は、補助金対象事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業完了日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるものは、公共浄化槽整備支援事業のうち別表事業内容②に該当する事業により設置した浄化槽等（以下「処分制限財産」という。）とする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、環境省が定める環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準に定める年数とする。

3 補助金交付事業者は、規則第19条の規定に基づき補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第8号により知事に承認の申請をしなければならない。

4 補助金交付事業者は、処分制限財産に係る書類を財産処分制限期間中保存しなければならない。

ならない。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から適用する。ただし、平成2年4月1日から同年7月31日までの実施分もこれを適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から適用する。ただし、平成19年4月1日から同年6月30日までの実施分もこれを適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表

事業名	公共浄化槽整備支援事業
事業内容	<p>①公共浄化槽整備を実施する市町村が、当該市町村の補助金交付要綱に基づき浄化槽を設置する対象者（以下「対象者」という。）に対し、転換に要する配管費及び処分費を補助する事業。ただし、令和7年度までとする。</p> <p>②公共浄化槽整備を実施する市町村に対し、転換に際し市町村が負担する浄化槽等の本体・本体工事費の一部を補助する事業。ただし、令和7年度までとする。</p>
交付基準額	<p>①市町村が対象者に補助する配管費及び処分費（国庫助成額相当分を除いた費用）の額</p> <p>②市町村が実際に浄化槽等1基当たりの設置に要した費用（PFI事業による買い取りに要した費用を含む。配管費、処分費、国庫助成額相当分及び市町村が対象者から徴収している額を除く。）と国庫助成基準額を人槽区分に応じて比較していずれか少ない額。</p> <p>【国庫助成基準額】</p> <p>浄化槽等の場合（高度処理型浄化槽等を除く。）</p> <p>5人槽： 837,000円</p> <p>7人槽： 1,043,000円</p> <p>10人槽： 1,375,000円</p> <p>高度処理型浄化槽（窒素又は磷除去型）の場合</p> <p>5人槽： 882,000円</p> <p>7人槽： 1,080,000円</p> <p>10人槽： 1,404,000円</p> <p>高度処理型浄化槽（高度窒素除去型）の場合</p> <p>5人槽： 1,092,000円</p> <p>7人槽： 1,437,000円</p> <p>10人槽： 1,734,000円</p> <p>高度処理型浄化槽（窒素及び磷除去型）の場合</p> <p>5人槽： 1,137,000円</p> <p>7人槽： 1,431,000円</p> <p>10人槽： 1,932,000円</p> <p>高度処理型浄化槽（BOD除去型）の場合</p> <p>5人槽： 1,083,000円</p>

	<p>7人槽：1,377,000円</p> <p>10人槽：1,848,000円</p>
交付額及び 交付額の算 定	<p>次の額の合計額と、500,000円に当該事業で設置した浄化槽等の 基数を乗じた額を比較して、いずれか少ない額。（1,000円未満は 切捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付基準額①により補助する額の合計額 ・ 交付基準額②により算定された額の合計額 <p>ただし、交付基準額①により補助する額の合計額が、500,000 円に当該事業で設置した浄化槽等の基数を乗じた額以上となる場合 は、事業内容②は補助対象としない。</p>

事業名	浄化槽集中転換事業
事業内容	市町村が、当該市町村の補助金交付要綱に基づき浄化槽設置者に対し、 転換に要する費用、配管費及び処分費を補助する事業。ただし、令和7 年度までとする。
交付基準額	<p>①市町村が浄化槽設置者に補助する額（配管費、処分費及び国庫助成額 相当分を除く。）と次に掲げる額を人槽区分に応じて比較して、いず れか少ない額。</p> <p>5人槽：332,000円</p> <p>7人槽：414,000円</p> <p>10人槽：548,000円</p> <p>②市町村が浄化槽設置者に補助する配管費及び処分費（国庫助成額相当 分を除いた費用）の額</p>
交付額及び 交付額の算 定	<p>次の額の合計額と、1基当たりの単価（浄化槽処理促進区域外の浄化槽 整備については100,000円、浄化槽処理促進区域内の浄化槽整備 については200,000円とする。）に当該事業で設置した浄化槽等 の基数を乗じた額を比較して、いずれか少ない額。（1,000円未満 は切捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付基準額①により算定し補助する額の合計額 ・ 交付基準額②により補助する額の合計額

事業名	環境保全特別転換地区指定事業
事業内容	県が、条例指定種の保護や河川環境基準が非達成となっている地点の水 質改善を目的に、該当地区のある市町村を指定し、市町村が県に提出し

	た事業計画書（別紙1）及び当該市町村の補助金交付要綱に基づき浄化槽設置者に対し、転換に要する費用、配管費及び処分費を補助する事業。ただし、市町村が交付基準額①に掲げる額に追加して補助金（以下「上乗せ補助金」という。）を20,000円以上交付する場合に限る。
交付基準額	<p>①市町村が浄化槽設置者に補助する額（配管費、処分費及び国庫助成額相当分を除く。）と次に掲げる額を人槽区分に応じて比較して、いずれか少ない額。</p> <p style="text-align: center;">5人槽：332,000円 7人槽：414,000円 10人槽：548,000円</p> <p>②市町村が浄化槽設置者に補助する配管費及び処分費（国庫助成額相当分を除いた費用）の額</p> <p>③上乗せ補助金（国庫助成額相当分を除く。）の1/2</p>
交付額及び交付額の算定	<p>次の額の合計額と、500,000円に当該事業で設置した浄化槽等の基数を乗じた額を比較して、いずれか少ない額。（1,000円未満は切捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付基準額①により算定し補助する額の合計額 ・ 交付基準額②により補助する額の合計額 ・ 交付基準額③に、当該事業で設置した浄化槽等の基数を乗じた額。

事業名	公共浄化槽整備導入支援事業
事業内容	<p>①公共浄化槽整備を導入する市町村に対し、導入する際に新たに生じる使用料徴収事務、調査等に係る費用を補助する事業。ただし、令和7年度までとする。</p> <p>②公共浄化槽整備を導入する市町村に対し、導入する際に新たに生じる事業計画策定事務、住民説明会・住民意向調査事務等に係る費用を補助する事業。ただし、令和7年度までとする。</p> <p>※①②ともに交付申請時に事業計画書（別紙3）を提出すること</p>
交付対象事務、調査	<p>①主に市町村が業務委託をして行う事務、調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料徴収事務（システム開発又は改修） ・ P F I 導入可能性調査（可能性調査の前提となる浄化槽整備計画策定業務を含む） ・ 浄化槽処理水の排水先調査 <p>②主に市町村が直接行う事務、調査</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画策定事務 ・ 住民説明会・住民意向調査事務 ・ 条例制定、特別会計設置事務等
交付額及び交付額の算定	<p>①交付対象事務、調査①に要した費用に1/2を乗じて得た額（1,000円未満は切捨て）。ただし、1市町村に交付する額は1,000万円を限度とする。</p> <p>②交付対象事務、調査②に要した費用に1/2を乗じて得た額（1,000円未満は切捨て）。ただし、1市町村に交付するのは2か年までとし、1か年に交付する額は200万円を限度とする。</p>

事業名	困難工事対応上乗せ補助事業
事業内容	<p>転換を行うに当たり、狭小敷地のため機械作業ができない、急傾斜地のため大がかりな土止め工事を要する、浄化槽等処理水の放流先までの距離が長いことなどから、一般的な転換に比べて工事費が高額となる場合に上乗せ補助をする事業。ただし、公共浄化槽整備を実施する市町村に限る。</p>
交付対象工事	<p>①狭小敷地のため機械作業ができない、急傾斜地のため大がかりな土止め工事を要する等の困難工事</p> <p>②浄化槽等処理水を公共用水域等に放流させるために必要な管（以下「放流管」という。）の長さが20mを超える工事</p> <p>※交付対象工事に該当するかどうか、工事毎に県に事前照会を行い、了承を得られたものに限る。</p>
交付額及び交付額の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象工事①の場合 浄化槽を設置する対象者（以下「対象者」という。）の負担軽減のため、市町村が定める標準工事費を超えて市町村が負担することが適当であると判断して行う工事に要する額（1,000円未満切捨て）。ただし、1工事当たりの上乗せ額は200,000円を限度とする。 ・ 交付対象工事②の場合 放流管の長さが20mを超える部分に係る配管工事で市町村が対象者に補助する額（1,000円未満は切捨て）。ただし、1工事当たりの上乗せ額は200,000円を限度とする。 <p>※1対象者に係る困難工事が交付対象工事①及び②の両方あった場合においても上乗せ額は200,000円を限度とする。</p>

事業名	共同放流管整備補助事業
事業内容	浄化槽等処理水の放流先がなく転換が行えない箇所において、市町村が実施する共同放流管整備に要する費用を補助する事業。ただし、公共浄化槽整備を実施する市町村に限る。
交付基準額	市町村が実施する共同放流管整備に要する費用
交付額及び交付額の算定	交付基準額に1/2を乗じて得た額（1,000円未満は切捨て）。ただし500万円を限度とする。

事業名	共同浄化槽整備補助事業
事業内容	全戸に個別に設置するよりも共同浄化槽を設置する方が単独転換を含めた汚水処理を効率的かつ集中的に進めることができる場合において、共同浄化槽の設置に要する費用を補助する事業。
交付基準額	市町村が管理する（予定も含む）共同浄化槽の整備（本体（100人槽まで）、処分及び配管工事に限る。）に要する費用 ※県に事前照会を行い、了承を得られたものに限る。
交付額及び交付額の算定	次の①及び②の額を比較して、いずれか少ない額。（1,000円未満は切捨て） ①交付基準額に1/2を乗じて得た額。ただし1,000万円を限度とする。 ②交付基準額から国庫助成額相当分及び共同浄化槽受益者から徴収する負担金等を除いた額。